

平成 26 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社 S E E D  
(登記上 株式会社 シード)  
代表者名 代表取締役 岡橋 成泰  
( J A S D A Q ・ コード 1 7 3 9 )  
問合せ先 管理部グループ長 七海 不二男  
(TEL. 0 7 5 - 5 9 5 - 1 3 1 1 )

### 商号の変更及び決算期の変更並びに定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 26 日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 26 日開催予定の第 21 回定時株主総会における「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、下記のとおり商号の変更及び決算期の変更並びに定款の一部を変更することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 商号の変更について

##### (1) 商号変更の理由

当社は、平成 26 年 5 月 16 日付「当社と連結子会社の吸収合併（簡易合併・略式合併）に関するお知らせ」において開示しておりますとおり、平成 26 年 7 月 1 日付で、当社 100%子会社である平和建設株式会社との合併（以下「本合併」といいます。）を予定しております。つきましては、本合併に伴う、新体制への移行を明確化することを目的に新商号「シード平和株式会社」に変更いたします。

##### (2) 新商号

シード平和株式会社（S E E D 平和株式会社）（英文表記：S E E D H E I W A C O . , L T D .）

##### (3) 商号変更日

本合併の効力発生日である平成 26 年 7 月 1 日といたします。

(注) 本商号変更は平成 26 年 6 月 26 日開催予定の定時株主総会で下記 3. の定款変更が承認されること及び本合併の効力発生を条件といたします。

## 2. 決算期の変更

### (1) 変更の理由

当社の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までとしておりますが、当社の親会社である株式会社三栄建築設計の事業年度を勘案し、決算業務の効率化等を図るため、当社の事業年度を毎年7月1日から翌年6月30日までに変更いたします。

### (2) 決算期変更の内容

現 在：毎年3月31日      変更後：毎年6月30日

(注) 事業年度の変更に伴い、第22期事業年度は平成26年4月1日から平成27年6月30日までの15ヶ月間の決算期間となります。

### (3) 今後の見通し

第22期(平成26年4月1日から平成27年6月30日まで)の業績見通し等につきましては、内容決定次第速やかに開示いたします。

## 3. 定款の一部変更

### (1) 変更の理由

- ① 上記1.の商号の変更を行うため、現行定款第1条(商号)を変更するものであります。
- ② 上記2.の決算期の変更を行うため、現行定款第12条(定時株主総会の基準日)、第35条(事業年度)、第36条(剰余金の配当の基準日)、第37条(中間配当金)を変更いたします。なお、本事業年度の変更に伴い、第22期事業年度においては、平成26年4月1日から平成27年6月30日までの15ヶ月間の決算期間となります。
- ③ インターネットの普及に鑑み、法務省令の定めるところに従い、第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設し、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供をできるようにするものであります。
- ④ 今後の機動的かつ柔軟な経営体制を構築するため、現行定款第19条2項についてその内容を変更するものであります。
- ⑤ 上記③の新設に伴う条数の変更並びに上記①の商号及び②の決算期の変更の経過措置として、新たに附則を設けるものであります。

## (2) 定款変更の内容

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社は、<u>株式会社シード</u>と称し、英文では <u>SEED CO., LTD.</u> と表示する。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社は、<u>シード平和株式会社</u>と称し、英文では <u>SEEDHEIWA CO., LTD.</u> と表示する。</p>
<p>第 2 条～第 11 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 12 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3 月 31 日</u> とする。</p> <p>第 13 条～第 15 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">《 新 設 》</p>	<p>第 2 条～第 11 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 12 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>6 月 30 日</u> とする。</p> <p>第 13 条～第 15 条 (現行どおり)</p> <p><u>(株主総会関係書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類にかかる情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>第 16 条～第 18 条 (条文省略)</p>	<p>第 17 条～第 19 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 19 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② <u>取締役社長は代表取締役とする。</u></p> <p>③ 取締役会は、その決議によって取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、顧問、相談役各若干名を定めることができる。</p> <p>第 20 条～第 34 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 20 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② <u>代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。</u></p> <p>③ 取締役会は、その決議によって取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、顧問、相談役各若干名を定めることができる。</p> <p>第 21 条～第 35 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第 35 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 36 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。 ② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当金) 第 37 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当することができる。</p> <p>第 38 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第 36 条 当社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの 1 年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 37 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。 ② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当金) 第 38 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 12 月 31 日を基準日として中間配当することができる。</p> <p>第 39 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">《 新 設 》</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 1 条 <u>第 1 条 (商号) 第 12 条 (定時株主総会の基準日) 及び第 37 条 (剰余金の配当の基準日) の規定の変更は、平成 26 年 7 月 1 日からその効力を生じる。なお、本附則は、効力発生日後にこれを削除する。</u></p> <p>第 2 条 <u>第 35 条 (会計監査人の任期) の規定にかかわらず、平成 26 年 6 月の定時株主総会において再任された会計監査人の任期は、平成 27 年の 6 月 30 日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。なお、本附則は、平成 27 年 9 月の定時株主総会終結時にこれを削除する。</u></p> <p>第 3 条 <u>第 36 条 (事業年度) の規定にかかわらず、第 22 期事業年度は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 6 月 30 日までの 15 ヶ月とする。なお、本附則は、第 22 期事業年度終了後、これを削除する。</u></p> <p>第 4 条 <u>第 38 条 (中間配当金) の規定の変更は、平成 27 年 1 月 1 日からその効力を生じる。なお、本附則は、効力発生日後にこれを削除する。</u></p>

(3) 日程

第 21 回定時株主総会開催：平成 26 年 6 月 26 日 (予定)

定款変更の効力発生日 : 同上

以上